

二地域居住促進の趣旨

二地域居住は、人々の交流や新たなビジネスの誕生などによる、地域経済の活性化、コミュニティの再生などのほか、多様で柔軟な生き方・働き方の実現が期待されます。県では、人口減少社会での地域活力向上のため「マルチタスク（一人多役）・マルチハビテーション（多拠点生活）」の実現を目指し、二地域居住を官民連携で積極的に促進し、人々の多様な生き方・働き方を応援していきます。今回、改正広域的地域活性化基盤整備法に基づく県計画「広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）」を全国で初めて策定しました。

計画の概要

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第5条第1項に基づき、二地域居住促進に係る拠点施設や、その整備を特に促進すべき重点地区を示すために策定するもの。現在、塩尻市3地区、白馬村2地区、小布施町1地区、茅野市3地区を重点地区として指定済み。

県の今後の取組

- ・県内市町村や民間企業と連携して、以下の取組により二地域居住を強力に促進し、多様な生き方・働き方の実現を応援していく。
- ・共同代表である全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの枠組みを活用し、課題解決に向けた検討や、国への二地域居住促進制度導入の働きかけを実施。

